

2023年4月28日

お客さま各位

ORIX MONEY 会員規約(商品条項)の改定について

当社は、2023年5月15日をもって、ORIX MONEY 会員規約(商品条項)の一部を改定いたします。改定内容は、下記のとおりです。

改定内容にご不明な点等がある場合は、お手数ですが、本ご案内末尾のお問合せ窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日：2023年5月15日

2. 改定趣旨

- ・「ORIX MONEY」カード付帯サービスの導入（希望者のみ）に伴う対応

3. 対象商品

- ・ORIX MONEY

4. 改定する条文（改定内容）

下表：赤文字下線部＝改定される部分

- ・下表に記載のない条項につきましては、改定対象外のため本件改定後も引き続き有効に維持されます。

上記につき予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

第1条（会員番号等）

改定前	改定後
1. 当社は、会員に 16 桁の会員番号（以下「会員番号」といいます。）を通知します。	1. 当社は、会員に 16 桁の会員番号（以下「会員番号」といいます。）を通知します。
2. 会員は、会員番号を本規約に基づく取引に使用することができます。	2. <u>当社は、ローンカード（以下「カード」といいます。）の発行を希望した会員にのみ、カードを発行します（ただし、入会申込時以外の時期にカードの発行を希望した会員については、既存の基本契約の解約および新たな入会の申込みをしたものとみなし、当社が審査の上、解約および</u>
3. 会員は、会員番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会員番号が、会員の故意または過失により他人に知られたことで生じた損害は、会員の負担となります。	

	<p><u>入会を認めた場合にのみカードを発行します。)。なお、発行されたカードの所有権は、当社に属します。</u></p> <p>3. <u>会員は、会員番号およびカードを本規約に基づく取引に使用することができます。</u></p> <p>4. <u>会員は、会員番号およびカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会員番号が、会員の故意または過失により他人に知られたことで生じた損害は、会員の負担となります。</u></p> <p>5. <u>カードは、会員のみが使用できるものとし、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供することはできません。</u></p> <p>6. <u>会員がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、当社が相当と認めたとき、当社は所定の手続きの上でカードを再発行します。</u></p>
--	---

## 第2条（借入および融資要領）

改定前	改定後
<p>2. 会員は、スマートフォンアプリケーションを使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM により借り入れる方法、または、当社から振込を受ける方法（以下「振込融資」といいます。）により、借入れを行うことができます。ただし、振込融資は、会員がインターネット、電話等の当社所定の方法で申し込むことにより、あらかじめ当社に届け出た会員個人名義の金融機関口座に当社名義で振り込む方法で行うものとします。</p>	<p>2. 会員は、スマートフォンアプリケーション<u>またはカード</u>を使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM により借り入れる方法、または、当社から振込を受ける方法（以下「振込融資」といいます。）により、借入れを行うことができます。ただし、振込融資は、会員がインターネット、電話等の当社所定の方法で申し込むことにより、あらかじめ当社に届け出た会員個人名義の金融機関口座に当社名義で振り込む方法で行うものとします。</p>

## 第3条（融資日）

改定前	改定後
<p>本規約に基づく融資日は、会員がスマートフォンアプリケーションを使用して CD または ATM により借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には会員の金融機関口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。</p>	<p>本規約に基づく融資日は、会員がスマートフォンアプリケーション<u>またはカード</u>を使用して CD または ATM により借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には会員の金融機関口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。</p>

## 第9条（カード紛失、盗難等）

改定前	改定後

(新規)	<p><u>1. 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、会員は直ちに当社に電話連絡するとともに、遅滞なく所轄の警察署に届出を行うものとします。</u></p> <p><u>2. 紛失または盗難にあったカードが使用され、会員に損害が発生した場合、当社は紛失・盗難の届出を受け付けた日から 60 日前にさかのぼり、会員の損害を当社所定の方法により補てんします。ただし、それ以前の損害については補てんされず、会員が負担するものとします。</u></p> <p><u>3. 前項にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する場合は会員が一切の責任を負い、当社は会員に対する損害の補てんを行わないものとします。</u></p> <p><u>(1) 会員の故意または過失により暗証番号が漏洩し、他人にカードを使用した場合。</u></p> <p><u>(2) 会員の家族、親族、同居人等の会員の関係者によってカードが使用され、もしくは使用されたと明らかに推測される場合。</u></p> <p><u>(3) 戦争、テロ、事変、地震、津波、噴火等の著しい社会秩序の混乱の際に損害が生じた場合。</u></p> <p><u>(4) 会員が本規約に違反している状態で損害が生じた場合。</u></p> <p><u>(5) 当社が提出を依頼した書類等を提出しなかった場合、または当社が行う被害状況等の調査に関する指示に従わないなど、調査への協力を拒んだ場合。</u></p>
------	--

以上

＜本件に関するお問合せ窓口＞  
オリックス・クレジット株式会社  
TEL：0120-68-7000（フリーダイヤル）  
受付時間：9:00～18:00(1月1日除く)